

地縁団体認可申請の手引き

稲敷市 市民生活部 市民協働課

1. 認可に必要な要件

法人格を得ることにより、不動産等を団体名義で保有し登記できるようにすることが目的ですから、認可を受けようとする団体が現に不動産又は不動産に関する権利等を保有しているか、保有する予定があることが認可の前提となり、そのほか次の4つの要件が必要です。

①目的

その区域の住民相互の連絡、環境整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現に活動を行っていること。活動内容が特定分野のみの団体は該当しません。

②区域

団体の区域が住民にとって客観的に明らかに定められていること（区域は、現に存在する団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない）。

③構成員

当該団体の区域に住所を有するすべての個人は、年齢、性別等を問わず構成員になることができ、その相当数の者が構成員となっていること。

④規約

規約を定めていること。規約には、以下の8項目については必ず定めなければなりません。それ以外の事項を定めることは差し支えありません。

- ・ 目的
- ・ 名称
- ・ 区域
- ・ 事務所の所在地
- ・ 構成員の資格に関する事項
- ・ 代表者に関する事項
- ・ 会議に関する事項
- ・ 資産に関する事項

2. 認可申請の方法

団体の自主的な判断により、団体の代表者が認可の申請書類を揃えて稲敷市長に対し認可を申請します。

(1) 総会の開催

申請に必要な次の事項は、団体の総会において決定しておく必要があります。理事会や役員会等の決定ではいけません。

- ① 法人格認可を申請する旨の決定
- ② 認可要件に合致する規約の決定
- ③ 構成員の確定
- ④ 代表者の決定
- ⑤ 不動産等資産の確定又は取得の予定

(2) 申請に必要な書類

- ① 認可申請書（様式第1号）
- ② 申請する団体の規約
- ③ 総会の議事録の写し

認可を申請する旨を決定したこと及び代表者を決定したことのわかる総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名、押印のあるもの

④ 構成員の名簿

構成員（会員）全員の住所、氏名を記載したもの（様式は任意で可）

⑤ 保有資産目録（保有予定資産目録）

＊申請時に不動産又は不動産に関する権利等を保有している場合

⇒保有資産目録（様式第2号）

＊申請時に将来不動産又は不動産に関する権利等を保有することを予定している場合

⇒保有予定資産目録（様式第3号）

⑥ 活動を現に行っていることを記載した書類

総会で配布される活動報告書など、前年度の具体的な活動内容がわかるものが必要です。「様式第4号」を利用していただいても結構です。

⑦ 申請者が代表者であることを証する書類（様式第5号）

(3) 認可の通知について

審査の結果、地縁団体の要件を満たしていると認められるときは、地縁団体として認可され、告示（公の機関が決定等の処分を公に知らせること）されます。代表者には地縁団体認可通知書を交付します。

3. 認可後の取り扱い

(1) 不動産登記について

法人格を取得したことで、団体名義で不動産の登記ができるようになります。

◆登記申請（相談）窓口 水戸地方法務局 龍ヶ崎支局 Tel.0297-62-0225

(2) 団体の印鑑登録及び証明書の発行

不動産登記等を行うために、団体の印鑑登録等ができます。

◆手続きの窓口：稲敷市 市民生活部 市民協働課 Tel.029-892-2000

①認可地縁団体台帳謄本の写しによる証明書

- ・不動産登記等に使用します。
- ・会員に限らず、どなたでも申請できます。
- ・手数料 1通200円
- ・認印が必要です。

②認可地縁団体の印鑑登録証明書の発行

- ・不動産登記等に使用します。（先に印鑑登録の手続きが必要です）
- ・代表者本人が自ら発行の申請をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- ・手数料 1通200円
- ・地縁団体の印鑑（角印）と申請者の認印が必要です。

③認可地縁団体の印鑑登録

- ・不動産登記等に必要ない地縁団体の印鑑の登録ができます。
- ・代表者本人が登録申請をして下さい。
- ・手数料はかかりません。

【印鑑登録の申請に必要なもの】

- ・認可地縁団体印鑑 1個
（印影の大きさは、一辺が 8mmから 30mmまでの正方形に収まるもの、・ゴム印その他の印鑑で変形しやすいものは不可）
- ・地縁団体の代表者の稲敷市に印鑑登録された印鑑（実印）

(3) 告示事項等に変更があった場合の届出について

下記事項に変更があった場合は、市へ届出が必要になります。なお、事務所所在地の変更などは規約の変更が必要な場合もありますので、ご注意下さい。

- ・名称、規約に定める目的、区域
- ・事務所（事務所所在地等の変更）
- ・代表者の氏名及び住所（代表者の変更）

- ・ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ・ 代理人の有無
- ・ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ・ 認可年月日

【変更の届出に必要な書類】（届出窓口：稲敷市 市民生活部 市民協働課）

- ① 告示事項変更届出書（様式第 6 号）
- ② 総会の議事録の写し
変更内容を議決したことのわかる総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名・押印のあるもの
- ③ 規約変更認可申請書（様式第 7 号）
- ④ 規約変更の理由及び理由を記載した書類（様式第 8 号）

※③・④は規約に変更がある場合のみ

（４）法人設立に関する課税関係について

認可に伴い公益法人等とみなされますので、原則として収益事業以外には課税されません。なお以下の税に届出が必要になります。（代表者・事務所の所在地等に変更があった場合も届出が必要になります）。

① 法人市民税、固定資産税（市税）

問合せ先：稲敷市 市民生活部 税務課 TEL029-892-2000

② 法人県民税、不動産取得税（県税）

問合せ先：稲敷県税事務所 TEL029-892-6111

年 月 日

稲敷市長 様

認可を受けようとする地縁団体の
名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名 ⑩

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を
保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

1. 規約
2. 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
3. 構成員の名簿
4. 保有資産目録
5. 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っている
ことを記載した書類
6. 申請者が代表者であることを証する書類

保 有 資 産 目 録

団体名

年 月 日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所 在 地

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量

〔保有資産目録記載要領〕

1 (1) ア 建物

- 名称… ○○町内会集会所、△区公民館等の名称が付されている場合はこれによること。そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること（参照：不動産登記規則第 133 条）
- 延床面積… 不動産登記規則第 115 条に基づく各層ごとに算出された床面積を合計したものとすること。
（注）不動産登記規則第 115 条「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線（区分建物にあつては、壁その他の区画の中心線（区分建物にあつては、壁その他の区画の内側線）で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。）
- 所在地… 市区町村の地番（不動産登記法第 44 条、同法施行規則第 97 条、第 98 条）及び家屋番号（同法第 44 条、同法施行規則第 112 条）まで記載すること。

1 (1) イ 土地

- 地目… 不動産登記法施行規則第 99 条に定める区分により定めるものとすること。
（注）不動産登記法施行規則第 99 条「地目は、土地の主たる用途により、田、畑、宅地、学校用地、鉄道用地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定めるものとする。」
- 面積… 不動産登記法施行規則第 100 条に定める「地積」と同一とすること。
（注）不動産登記法施行規則第 100 条「地積とは、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一（宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルを超えるものについては、一平方メートル）未満の端数は、切り捨てる。」
- 所在地… 市区町村内の地番（不動産登記法第 35 条、同法施行規則第 97 条、第 98 条）まで記載すること。

（立木の所有権については、1(1)イ土地の「地目」を「樹種」（立木に関する法律第 15 条第 2 号）、「面積」を「数量」（同法第 15 条第 2 号、立木登記規則第 8 条）と読み替えて記載すること。なお、所在地については、「立木に関する法律」第 15 条第 1 号の事項に留意すること。）

（注）立木に関する法律第 15 条第 1 号「樹木が一筆の土地の一部に生立する場合に於ては其の部分の位置及地積、其の部分を表示すべき名称又は番号あるときは其の名称又は番号」

2 (1)

- 権原… 不動産登記法第 3 条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとする。
（地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権）

○不動産種類… 土地、建物及び立木の区分によること。

○所在地… 原則として 1 に同じ。

2 (2)

- 資産の種類及び数量… 国債、地方債、社債といった区分により、銘柄（社債の場合は「何会社物上担保附社債」、国債及び地方債の場合は「何分利付何債」）、券面金額及び取得金額を記入すること。

様式第2号

保 有 資 産 目 録

団体名 霞ヶ関二丁目会
平成30年 4月 1日現在

3 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所 在 地
霞ヶ関二丁目町会集会所	60.5 m ²	千代田区霞ヶ関2丁目68番の12

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地
宅 地	42.6 m ²	千代田区霞ヶ関2丁目68番地

4 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量	
1. 国債	八分利付国債 券面金額 20 万円 取得金額 22 万円
2. 社債	自治株式会社 物上担保付社債 券面金額 80 万円 取得金額 92 万 8 千円

保 有 予 定 資 産 目 録

団体名

年 月 日現在

1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権 原	権限取得の予定時期

〔保有予定資産目録記載要領〕

1 不 動 産・・・所有権を取得する予定不動産について記入すること。

○不動産の種類・・・ 土地、建物及び立木の区分による。

○取得予定時期・・・ 売買等により不動産の所有権を取得する予定時間を、少なくとも年月まで記載すること。

なお、この「取得予定時期」は、認可申請年月日とできる限り近接していることが望まれる。

○所 在 地・・・ 原則として市区町村の地番（建物の表示登記において家屋番号が登記されている場合には家屋番号）まで記載するものとするが、住居表示によっても差し支えない。

2 不動産に関する権利等

○資産の種類・・・ 不動産の場合は、土地、建物及び立木の区分による。

金融資産の場合は、国債、地方債、社債といった区分により記入すること。

○権 原・・・ 不動産の場合には、不動産登記法第 3 条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとする。（地上権、永小作権、地役権、先取得権、質権、抵当権、賃借権、採石権）

○取得予定時期・・・ 1 に同じ

様式第3号

保有予定資産目録

団体名 霞ヶ関二丁目会
平成30年 4月 1日現在

1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地
建 物	平成30年5月31日	自治太郎	千代田区霞ヶ関2丁目22番地

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権 原	権限取得の予定時期
土 地	地 上 権	平成30年5月31日

活 動 状 況 報 告 書

地縁団体名

年月日	活動の内容	参加者の概要及び人数	備 考

※ 記入上の注意

前年度 1 年間の状況について記入すること

備考欄へは開催場所等参考となる事項を記入すること

※ 収支決算書を添付すること

私は、下記地縁団体の代表者に相違ありません。

年 月 日

氏 名 ⑩

住 所

地縁団体の名称	
事務所の所在地	茨城県稲敷市

年 月 日

稲敷市長 様

地縁団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

㊞

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

年 月 日

稲敷市長 様

地縁団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名 ⑩

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて届け出ます。

(添付書類)

- 1 規約変更の内容及びその理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

規約変更の内容及び理由

地縁団体名

変更前 の内容	
変更後 の内容	
変更事由	

就 任 承 諾 書

年 月 日（曜日）に、 で開催された
地縁団体 の 総会において、地縁団体 の代表者
たる会長に指名選出されましたので、その就任を承諾いたします。

年 月 日

住 所 稲敷市 番地

氏 名 ⑩

地縁団体 御中